

蒲郡市介護予防・日常生活支援総合事業短期集中通所サービス事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者に対し、通所による運動機能の改善及び生活機能の向上を図るために東三河広域連合が行う東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成30年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第4条第1号イ（エ）に規定する短期集中通所サービスを行う事業（以下「サービス事業」という。）について、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条の規定により市が全部委託を受けて実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(サービス事業の実施)

第2条 市長は、サービス事業の実施について、適切なサービス事業の運営が確保できると認められる介護事業者その他の団体（以下「サービス提供事業者」という。）に再委託することができる。

(対象者)

第3条 サービス事業の対象者は、実施要綱第6条に規定する者で、当該事業のサービスを利用することによって、その者の心身の状況を改善することができる認められる者とする。

(サービス事業の内容)

第4条 サービス事業は、当該事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、運動機能の向上、口腔機能の向上及び栄養改善を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職（以下「リハビリテーション専門職」という。）がアセスメント及びモニタリングなど全体に関与し、利用者の機能回復に努めるものとする。

2 サービス事業は、リハビリテーション専門職が運動機能の向上、歯科衛生士が口腔機能の向上、管理栄養士が栄養改善について担当するものとする。

3 サービス提供事業者は、利用者にサービスを提供するに当たり、地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所（以下「センター等」という。）による適切な介護予防支援及び第1号介護予防支援に基づいて作成された介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの目標に沿った支援内容に努め、利用者の個別支援計画を作成するものとし、センター等

の求めによりサービス担当者会議へ参画するものとする。

4 サービス事業によるサービスの利用期間は、利用者1人に対して週1回、全12回、原則3箇月を限度とし、2度目以降については、直前のサービス事業によるサービスの利用終了後、原則6箇月以上経過した後でなければ利用できないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

5 サービス提供事業者は、サービス事業の実施に当たり、あらかじめ利用者、家族等に対し、当該事業の内容等を説明するとともに、当該事業の利用に係る契約書を締結し、及び個人情報の取扱いに関する同意を得るものとする。

(利用の中止)

第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、サービス事業の利用を中止させることができる。

(1) 利用者が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) その他利用が適当でないと判断されるとき。

(サービス単価)

第6条 サービス事業のサービス単価は、1人当たり1回6,500円とする。

(費用の負担)

第7条 利用者は、サービスの利用1回につき300円を利用負担金として負担するものとし、当該利用負担金をサービス提供事業者に支払うものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯に属する者については、当該利用負担金を免除するものとする。

2 前項に規定する利用負担金のほか、サービスの提供の際に実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

(費用の支弁)

第8条 市長は、サービス提供事業者に対し、第6条に定めるサービス単価から前条第1項に定める利用負担金の額を差し引いた額を支弁する。

(サービス事業の設備基準)

第9条 サービス事業に係る設備基準については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第95条の規定に準ずるものとする。ただし、市長が特に認めた場合はその指示に従うものとする。

る。

(衛生管理等)

第10条 サービス提供事業者は、サービス事業に従事する者（以下「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第11条 サービス提供事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供事業者は、利用者に対するサービスの実施により事故が発生した場合、速やかに市長に報告を行うものとし、当該利用者の家族、当該利用者を担当するセンター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 サービス提供事業者は、事故対応の状況及び経過等について、書面により市長に報告を行うものとする。

(状況報告等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、サービス提供事業者に対し、当該事業の運営について随時報告させ、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができる。

(書類等の保管)

第14条 サービス提供事業者は、サービス事業を実施した活動記録(業務日誌等)や利用者の記録(基本情報、アセスメントシート等)、経理関係の書類について、年度ごとに整理し、当該年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、サービス事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。